

大牟田市告示第 5 0 号

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を行うので、大牟田市契約規則（平成 2 年規則第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

大牟田市長 関 好 孝

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 5 0 6 2 0 0 0 0 1 2
- (2) 業務委託の名称 大牟田市手鎌学童保育所新築工事に伴う基本・実施設計業務委託

(3) 業務委託の概要

- ア 新築基本・実施設計（2 階建 延べ面積 3 0 0 平方メートル程度）
 - イ 解体設計（S 造平屋 延べ面積 8 2 . 3 5 平方メートル）
 - ウ 造成設計（嵩上げ 8 0 0 ミリメートル程度 5 5 0 平方メートル）
- ※上記に電気設備及び管設備に係る設計を含む。

※ 詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。

- (4) 業務委託の期間 契約締結の日の翌日から起算して 2 7 5 日間

(5) 業務委託の履行方式

特定業務委託共同企業体（技術力等を結集し、経営力や施行能力等を補完し、又は強化することを目的として業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。以下同じ。）による共同履行

2 入札参加に必要な資格

次の要件を満たす特定業務委託共同企業体であること。

- (1) 2 社により自主結成され、代表構成員（特定業務委託共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち特定業務委託共同企業体を代表するものをいう。以下同じ。）を定める特定業務委託共同企業体であること。

- (2) 構成員が次の資格を有していること。

ア 全ての構成員に必要な資格

- (ア) 公告の日から 9 に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成 5 年 7 月 1 1 日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者

(イ) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(エ) 本市（企業局を含む。以下この(エ)において同じ。）と締結している業務委託に係る契約（仮契約、この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者（落札者が特定業務委託共同企業体である場合における構成員を含む。）である場合における当該締結前の仮契約及び契約並びに特定業務委託共同企業体の構成員として締結している仮契約及び契約を含む。以下この(エ)において同じ。）であって、次に掲げる契約以外のものの件数が、令和5年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・市内業者）に業種が建築設計で登録されている者（以下「市内業者」という。）又は令和5年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・準市内業者）に業種が建築設計で登録されている者（以下「準市内業者」という。）のうち令和5年度に市内業者と同等と本市が認定したもの（以下「認定業者」という。）にあつては2件以内、準市内業者のうち認定業者でないもの又は令和5年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・県内業者）に業種が建築設計で登録されている者（以下「県内業者」という。）にあつては0件である者

a 随意契約により締結している契約

b 本市が行った入札により締結している契約であつて、当該入札における予定価格（入札書比較価格）が4,545,455円未満であるもの

c 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（履行期間に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

d 災害復旧に関する業務委託に係る契約

イ 代表構成員に必要な資格

(ア) 市内業者、準市内業者又は県内業者

(イ) 平成26年度以後に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の新築、改築又は増築の工事に係る基本設計業務委託又は実施設計業務委託を元請で履行し、かつ、成果物を引き渡した実績（特定業務委託共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率（構成員の出資額をその属する特定業務委託共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。以下同じ。）が当該特定業務委託共同企業体の他の構成員の出資比率を上回る構成員としての実績に限る。）を有する者

(ウ) この入札に係る業務委託（以下「入札業務委託」という。）において、3月以上継続して雇用している者であって、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）であるものを管理技術者として配置することができる者

ウ 代表構成員以外の構成員に必要な資格

(ア) 市内業者

(イ) 入札業務委託において、3月以上継続して雇用している者であって、一級建築士であるものを配置することができる者

(3) 構成員の出資比率がそれぞれ100分の20以上であり、かつ、代表構成員の出資比率が代表構成員以外の構成員の出資比率を上回っていること。

(4) 構成員に、入札業務委託に係る他の特定業務委託共同企業体の構成員が含まれていないこと。

(5) 構成員に、この入札に参加する他の特定業務委託共同企業体の構成員と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成31年4月1日施行）第2条各号に定める関係を有する者が含まれていないこと。

3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、入札心得、大牟田市契約規則、大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱、大牟田市郵便入札要綱（平成15年9月10日施行）、条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市業務委託契約約款、設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）については、

次のとおり閲覧に供する。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎 3 階）
- (2) 日時 令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から同年 6 月 3 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 設計図書の販売の場所及び日時

設計図書は、入札参加を希望する者が自己の負担により入手するものとする。

- (1) 場所 大牟田市大正町 2 丁目 5 番地 1 2
有限会社西山
電話番号 0 9 4 4 - 5 4 - 1 2 1 2
- (2) 日時 令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から同年 6 月 3 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

5 業務委託の内容に関する質問書の提出の場所及び日時

業務委託の内容に関する質問書の提出は、持参又はファックスによるものとする。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎 3 階）
- (2) 日時 令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から同月 2 2 日（水）まで。ただし、持参による場合は、日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
- (3) ファックス番号 0 9 4 4 - 4 1 - 2 5 9 2

6 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和 6 年 5 月 2 4 日（金）から同年 6 月 3 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和 6 年 5 月 2 4 日（金）から同年 6 月 3 日（月）まで

7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類（以下「入札書等」という。）とする。なお、(1)、(2)及び(5)から(8)までに掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 条件付き一般競争入札参加申請書（2 J V 用）（様式第 1 号）

- (3) 業務委託費内訳書
- (4) 設計図書等購入証明書（原本）
- (5) 同種又は類似業務委託の履行実績調書（様式第2号）
2(2)イ(i)に規定する実績について記載すること。
- (6) 配置予定技術者等の資格調書（コンサル）（様式第3号）
2(2)イ(ウ)及び2(2)ウ(i)に規定する条件を満たす資格等について記載すること。
- (7) 特定建設工事等共同企業体入札資格認定申請書（様式第4号）
- (8) 特定建設工事等共同企業体協定書（様式第5号）

8 入札の方法

- (1) 入札は郵送によるものとし、郵送先、郵送方法等は次に定めるとおりとする。送付用封筒は、大牟田市郵便入札要綱様式第1号によるものとし、同要綱第2条第2項の規定に基づく記載がないもの又は配達指定日に到着しなかったものは、受け付けない。

ア 郵 送 先 〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市企画総務部契約検査室

イ 郵 送 方 法 配達日指定による簡易書留又は一般書留のいずれかによる。

ウ 配達指定日 令和6年6月3日（月）

エ 投かん期間 令和6年5月24日（金）から同月29日（水）まで

オ 郵送書類等 入札書等一式

- (2) 入札執行回数は、1回とする。
- (3) 入札参加者は、開札の前であって市長が認める場合に限り、文書により当該入札を辞退することができる。この場合において、当該文書は持参により提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 大牟田市入札室（企業局庁舎 3 階）
- (2) 日時 令和 6 年 6 月 3 日（月）午前 1 1 時

※ 入札参加者のうち希望するもの及び当該入札事務に関係のない職員が立会いの上、開札を行う。

1 0 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札の結果、1 4 で設定する最低制限価格から 1 3 で定める予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が 2 以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせ、最低価格入札者を決定する。ただし、当該入札を行った者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。
- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が 2 に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最低価格入札者が 1 0 (2) の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。
- (4) 1 0 (3) の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、1 0 (1) から 1 0 (3) までの規定を適用する。

1 1 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の 1 0 0 分の 5 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

1 2 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上。ただし、大牟田市契約規則第 2 3 条の 2 第 1 号、第 2 号又は第 6 号に該当する場合は、免除とする。

1 3 予定価格（入札書比較価格）

1 3, 1 6 8, 0 0 0 円

1 4 最低制限価格（入札書比較価格）の設定
有。なお、落札決定後に公表する。

1 5 入札の無効

- (1) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1 6 失業者義務吸収人員
無

1 7 その他

- (1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
- (2) 入札者は、入札心得及び条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件
前金払 有
部分払 無
- (5) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大牟田市契約規則によるものとする。
- (6) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。